

『スタンダードテキスト監査論（第3版）』（第1刷～第3刷）
お詫びと訂正

本書につきまして、下記の誤りがございました。謹んでお詫びし、訂正いたします。

中央経済社

頁	誤	正						
p.257 図表 7-17	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 528 658 874"> <ul style="list-style-type: none"> 不動産、宝飾品 または美術品な どが商取引の対 象であり、取引 価格に必ずしも 客観性があるわ けではない </td> <td data-bbox="658 528 911 874"> <ul style="list-style-type: none"> 不正取引 売上代金の着服 <u>不正取引</u> <u>売上代金の着服</u> </td> <td data-bbox="911 528 1169 874"> <ul style="list-style-type: none"> 架空の売上、売 上の過大計上 (実在性) <u>架空の売上、売 上の過大計上</u> (実在性) </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 不動産、宝飾品 または美術品な どが商取引の対 象であり、取引 価格に必ずしも 客観性があるわ けではない 	<ul style="list-style-type: none"> 不正取引 売上代金の着服 <u>不正取引</u> <u>売上代金の着服</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 架空の売上、売 上の過大計上 (実在性) <u>架空の売上、売 上の過大計上</u> (実在性) 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1196 528 1449 874"> <ul style="list-style-type: none"> 不動産、宝飾品 または美術品な どが商取引の対 象であり、取引 価格に必ずしも 客観性があるわ けではない </td> <td data-bbox="1449 528 1702 874"> <ul style="list-style-type: none"> 不正取引 売上代金の着服 </td> <td data-bbox="1702 528 1955 874"> <ul style="list-style-type: none"> 架空の売上、売 上の過大計上 (実在性) </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 不動産、宝飾品 または美術品な どが商取引の対 象であり、取引 価格に必ずしも 客観性があるわ けではない 	<ul style="list-style-type: none"> 不正取引 売上代金の着服 	<ul style="list-style-type: none"> 架空の売上、売 上の過大計上 (実在性)
<ul style="list-style-type: none"> 不動産、宝飾品 または美術品な どが商取引の対 象であり、取引 価格に必ずしも 客観性があるわ けではない 	<ul style="list-style-type: none"> 不正取引 売上代金の着服 <u>不正取引</u> <u>売上代金の着服</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 架空の売上、売 上の過大計上 (実在性) <u>架空の売上、売 上の過大計上</u> (実在性) 						
<ul style="list-style-type: none"> 不動産、宝飾品 または美術品な どが商取引の対 象であり、取引 価格に必ずしも 客観性があるわ けではない 	<ul style="list-style-type: none"> 不正取引 売上代金の着服 	<ul style="list-style-type: none"> 架空の売上、売 上の過大計上 (実在性) 						
p.318 下から 1 行 目 ～ p.319 上から 1 行目	<p>……の締結および更新、監査業務の契約条件、監査の基本的な方針および詳細な監査計画、<u>監査の基本的な方針および詳細な監査計画</u>、グループ全体、構成単位およびこれらの環境の理解、構成単位の監査人に関する理解がポイントとなる。</p>	<p>……の締結および更新、監査業務の契約条件、監査の基本的な方針および詳細な監査計画、グループ全体、構成単位およびこれらの環境の理解、構成単位の監査人に関する理解がポイントとなる。</p>						

◆p.254 図表 7-16 に関する補足説明

(出所) の文章の最後に続けて、以下の内容を補足してお読みください。

→不正リスク対応基準は、監査人が不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を監査手続の実施により識別した場合に適用されるものである。監査人がこうした状況がないと判断すれば、不正リスクに対応するための特別な監査手続は実施されない。したがって、図中左側の「↓ ない」の先には、「不正リスクに対応する監査手続の終了」という語句が隠れていると考えることができる。

以上